

利益相反管理方針の概要

コメルツ銀行東京支店

1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロメリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。

こうした状況の中で、コメルツ銀行東京支店（以下コメルツバンク・アクツィエンゲゼルシャフトを「当行」または「コメルツ銀行」、コメルツ銀行東京支店を「当支店」といいます。）においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

当支店は、銀行法上の外国銀行支店であるとともに、金融商品取引法上の登録金融機関ですが、これらの法令に基づく利益相反管理体制の整備において求められる利益相反管理方針（以下「本方針」という。）を策定いたしました。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当支店、当行（当支店を除く。）又は当行の親金融機関等（下記3に定義します。）若しくは子金融機関等（下記3に定義します。）が行う取引のうち、顧客の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）です。

利益相反は、①当支店、当行（当支店を除く。）又は当行の親金融機関等若しくは子金融機関等と顧客の間の利益相反、又は②当支店、当行（当支店を除く。）又は当行の親金融機関等若しくは子金融機関等の顧客と他の顧客との間等で生じる可能性があります。

「顧客」とは、当支店又は当支店の子金融機関等が行う「銀行関連業務」又は「金融商品関連業務」に関して、①既に取引関係のある顧客、又は、②取引関係に入る可能性のある顧客をいいます。ただし、国内業務（当支店又は当支店関係者が日本国内において行う業務をいいます。）と関連性が認められない子金融機関等の顧客を除きます。

「銀行関連業務」とは「銀行が営むことができる業務」をいいます。具体的には、固有業務（預金・融資・為替取引）（銀行法10条1項）のほか、付随業務（同条2項）、他法金商業等（同法11条）や法定他業（同法12条）など、およそ銀行が営むことができる業務が含まれます。

「金融商品関連業務」とは、①登録金融機関が行う登録金融機関業務、②当該登録金融機関の子金融機関等が行う(i)金融商品取引業(子金融機関等が金融商品取引業者の場合)、(ii)登録金融機関業務(子金融機関等が登録金融機関の場合)、(iii)金融商品取引法35条1項に規定する金融商品取引業に付随する業務(子金融機関等が第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者の場合)をいいます。

(2) 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類としては以下のものが考えられます。しかし、これらの種類は、あくまで「利益相反のおそれのある取引」の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当することをもって直ちに「利益相反のおそれのある取引」となるわけではありません。また必要に応じ、将来の追加・修正がありうることに留意下さい。

○当支店の助言やアドバイスを通じて、お客様が自己の利益を優先させると合理的な期待を抱く場合(忠実義務型)。

○お客様の犠牲により、当支店又は当支店関係者が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合(忠実義務型)。

○お客様以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘因を得る場合、又は将来得ることになる場合(忠実義務型)。

○当支店が保護すべき顧客を相手方とする取引をする場合(自己代理型)。

○当支店が保護すべき顧客の取引相手の側に立つ取引をする場合(双方代理型)

○当支店が保護すべき顧客の取引相手との間の、顧客と競合する取引をする場合(競合取引型)。

○当支店が保護すべき顧客の非公開情報の利用等を通じ、自己の利益を得る取引をする場合(情報利用型)。

○当支店が同一取引に複数の立場で関与することにより、通常の見積りと同様の条件の見積りが期待できない場合(取引の内部化型)。

なお、利益相反に該当するか否かの判断において、当支店及び当行グループのレピュテーションに対する影響がないか等の事情も考慮いたします。また、銀行法、金融商品取引法その他の法令上で禁止されている行為であっても、「利益相反のおそれのある取引」に該当するもの以外は本方針の対象とはなっておりません。

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

上記1(1)のとおり、対象取引は、当支店又は当支店の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引です(当行の親金融機関等若しくは子金融機関等のことを「当支店関係者」といいます。)

「親金融機関等」とは、当行の親法人等、親法人等の子法人等・関連法人等のうち、(a)金融商品取引業者、(b)銀行、(c)保険会社(外国保険会社等も含む。)、(d)金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介を業として行う者、(e)外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業又は保険業を行う者のいずれかに該当する者をいいます。

「子金融機関等」とは、当行の子法人等又は関連法人等のうち、(a)金融商品取引業者、(b)銀行、(c)保険会社(外国保険会社等も含む。)、(d)金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介を業として行う者、(e)外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業又は保険業を行う者のいずれかに該当する者をいいます。

コメルツ銀行が開示している有価証券報告書「第2 企業の概況」4 関係会社の状況 に掲げる会社(コメルツ銀行の子会社)の内、上記(a)から(e)に該当する業務を営んでいる会社(有価証券報告書の「主たる業務」の記載参照)が親金融機関等に該当します。当該親金融機関等と当支店の間に利益相反関係はありません。

4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当支店は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択し、又は組み合わせることにより当該顧客の保護を適正に確保いたします(次に掲げる方法は具体例に過ぎず、下記の措置が採られるとは必ずしも限られません。)

○対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

○対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

○対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

○対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法(ただし、当行又は当行の親金融機関等若しくは子金融機関等が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)

5. 利益相反管理体制

利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理及び利益相反管理に関する全体的な管理体制を統括する、営業部門からの独立を保障された利益相反管理統括部をコンプライアンス部とし、利益相反管理統括責任者をコンプライアンス部の組織長とします。

以上